

議 案 第 32 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

職場における実配置数を増員することにより、職員の負担軽減を図り、もって子育てを応援する職場環境等の整備に資するため。

## 松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。
  - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- 3 前項の規定により定数に含まないものとした職員が復職した場合において、職員の数が第1項の定数を超えるときは、その定数を超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数に含まないものとする。

第3条中「前条」を「前条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。